

京都市区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第8号

京都市区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則

(京都市区役所事務分掌規則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「手続」の右に「(新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に係るものを除く。)」を加える。

- (1) 京都市区役所事務分掌規則第6条第3項健康福祉部の款保険年金課の項第11号
- (2) 京都市区役所支所事務分掌規則第6条第3項健康福祉部の款保険年金課の項第11号
- (3) 京都市区役所出張所事務分掌規則第5条第2項第55号

(京都市事務分掌規則の一部改正)

第2条 京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第12条生活福祉部の款保険年金課の項中第17号を第18号とし、第13号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例による新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に係る申請の受付その他の手続に関する事

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)